

令和3年3月17日

愛知中央SR経営労務センター  
社会保険労務士会員 様

愛知中央SR経営労務センター  
会長 田中 洋  
愛知中央SR建設安全協会  
理事長 田中 洋

### 押印を求める手続きの見直しについて

このことについて、厚生労働省の押印廃止に伴い今後の取扱いについて、令和3年3月1日付けで愛知労働局より通知があり下記のとおり対応することとします。届出等の提出について適切な業務運営にご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 厚生労働省（愛知労働局）通知関係

##### (1) 印鑑の必要な届出

###### ① 労働保険関係様式

口座振替依頼書等（様式第1号～第3号）における「金融機関への届出印」は、引き続き押印が必要です。

なお、当SRセンターにおいては、使用していません。

###### ② 雇用保険関係様式

ア 「雇用保険適用事業所設置届」「雇用保険事業主事業所各種変更届」の裏面の事業所印影・事業主（代理人）印影は、引き続き押印が必要です。

イ 雇用保険被保険者の個人情報が含まれる事業所別被保険者台帳（写し）の交付は、引き続き押印が必要です。

ウ 各種再交付申請は、引き続き押印が必要です。

なお、訂正印及び委任状の委任者の印についても押印が必要です。

###### ③ 代理人選任・解任届

選任代理人が使用する印鑑は、5枚複写の様式のうち、提出先が公共職業安定所長の頁には、必要ですが、労働基準監督署長の頁には、必要ありません。

## (2) 留意事項

上記に記載した届出以外は、印鑑の押印は、必要としませんが愛知労働局より記入漏れ等軽微なものは、今まで電話で各事務組合へ問い合わせをしたうえで労働局が訂正していましたが、今後は、「押印のない届出について、軽微なものであっても各事務組合へ不備返戻とする」と通知がありましたので、今まで以上に確認漏れ等無いよう十分ご留意いただきますようお願いいたします。

## 2 署名が必要な書類

雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用 2 枚目）⑮欄、⑯欄

離職者本人の署名が取れない場合、理由と事業主名が必要となりました。社会保険労務士会員が記入して差し支えありません。

「本人入社なきため署名無」、「田中 洋」と⑮⑯欄へ署名してください。

## 3 国の押印廃止に伴う SR センター、SR 建設安全協会が行う対応関係

### (1) SR センター

- ① 国が定める届出等の様式については、押印の必要はないこと。
- ② SR センター独自の様式について、自筆であれば押印が無くても可とする。（入会届・退会届など）  
なお、社会保険労務士会員変更届（担当）は除く（今までどおり署名・押印が必要です。）
- ③ 預金口座振替依頼書は、引き続き押印が必要です。
- ④ 社会保険労務士会員より提出されたものについては、委託者確認済みとして、処理しますので提出については、委託者から確認を必ず行ってください。
- ⑤ 押印廃止による万が一のトラブルについては、事務局として責任は負いかねますことを申し添えます。

### (2) 事業主

- ① 入会届、誓約書、特定個人情報覚書は、押印の必要はないこと。
- ② 預金口座振替依頼書は、引き続き押印が必要です。

### (3) SR 建設安全協会

SR センターと同じ取扱いとする。